



資料1

第9期くまもと はつらつプランの策定について

令和6年（2024年）8月23日

熊本市 健康福祉局 高齢者支援部 高齢福祉課

第1章 計画策定にあたって

1. 「くまもと はつらつ」プランとは

○本市では、老人福祉法第20条の8第1項に定める「市町村老人福祉計画」と
介護保険法第117条第1項に定める「市町村介護保険事業計画」の2つの計画に
健康づくりなどの保健事業も加え、「くまもと はつらつプラン」として、一体的に
策定しています。

熊本市高齢者保健福祉計画

○長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉をいかに構築するかという課題に
対して、目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向かって取り
組むべき施策をまとめたもの。

熊本市介護保険事業計画

○介護保険制度を円滑に実施するため、
必要なサービスの種類や必要量の見
込みを予測して、保険料の設定等を行
う。
○3年間を1期として策定する。

ひとつの計画として策定

くまもと はつらつプラン

(熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)

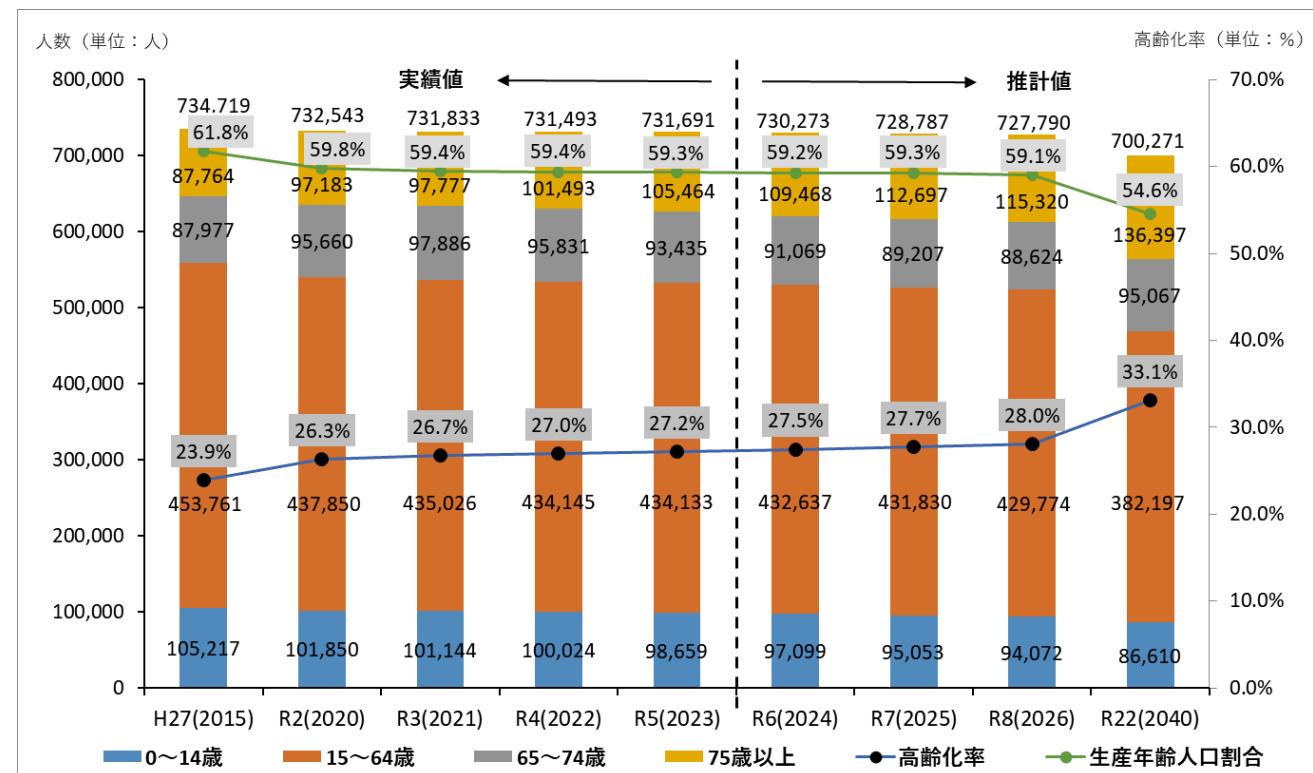
2. 計画の期間

令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）の3年間

第2章 高齢者を取り巻く状況

1. 高齢者人口等の推移

- 本市の高齢化率は年々上昇し、本計画期間の始期である令和6年（2024年）には27.5%（4人に1人が高齢者）に達する見込みです。その後、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）には33.1%（3人に1人が高齢者）に達する見込みです。
- 後期高齢者は令和6年（2024年）を基準とした場合、令和8年（2026年）には約5.3%増加、令和22年（2040年）には約24.6%増加する見込である一方、15歳～64歳までの生産年齢人口は減少傾向が継続し、令和22年（2040年）には約11.7%減少する見込みです。



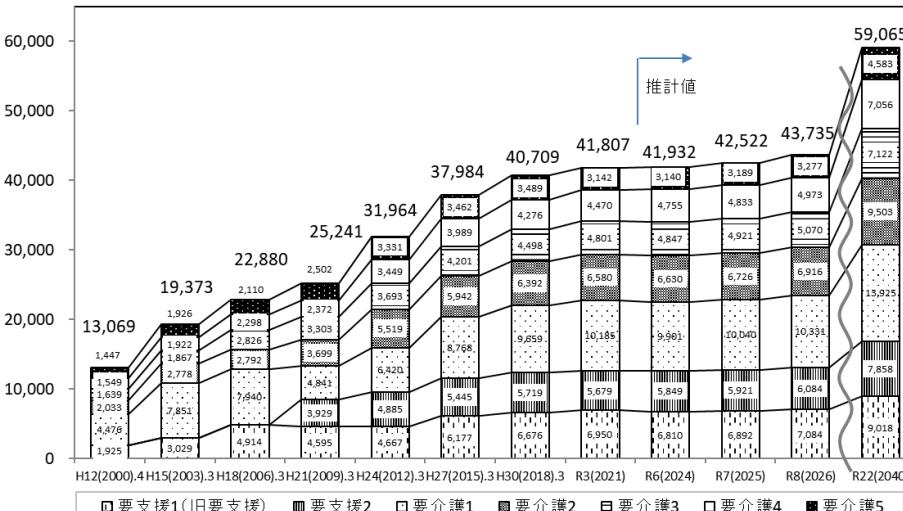
※推計値は、令和5年（2023年）10月1日時点の住民基本台帳人口に国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年（2018年）年推計）」の仮定値をもとに算出。

第2章 高齢者を取り巻く状況

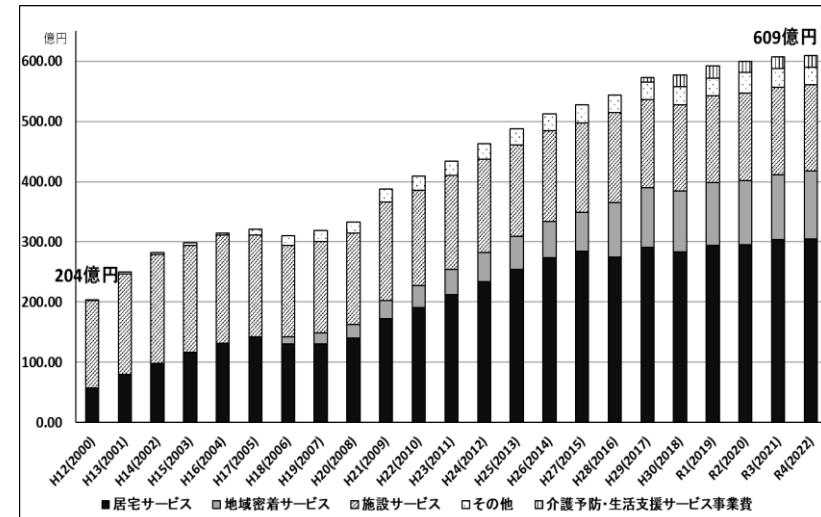
2. 熊本市における介護保険制度の現状

- 要介護（要支援）認定者数は、令和6年（2024年）には4万2千人弱となる見込みです（認定率約20.6%）。その後、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）には5万9千人を超え、認定率も約25.3%に達することが見込まれます。
- 特に、要介護リスクの高い85歳以上の高齢者の増加が見込まれます。
- 要介護（要支援）認定を受けている高齢者の約半数に認知度の低下が見られます。
- 介護サービスの利用者は年々増加し、制度発足当初の約8,400人から近年では3万6千人を越えている状況です。また、要介護（要支援）認定者数のうち介護サービスの利用者の割合は、増加傾向にあります。
- 介護サービスの保険給付費は年々増加し、制度開始当初は約204億円であったものが、令和4年度（2022年度）には、約609億円と約3倍にまで膨らんでいる状況です。

«要介護（要支援）認定者数の推移»



«介護サービス保険給付費等の推移»



第2章 高齢者を取り巻く状況

3. 第8期（令和3年度～令和5年度）の主な取組状況【計画P25】

（1）成果指標の達成状況

- 第8期計画期間中においては、**元気な高齢者の割合は年々増加する結果**となりました。地域における介護予防事業の展開や、自立支援・重度化防止の取組の成果と考えられます。
- しかし、**コロナ禍において、通所介護を含む通いの場への参加が減少し、高齢者の身体機能が低下している**※1との報告もあり、今後の状況を注視する必要があります。

| 指標名 | 平成27年度 (2015年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和5年度 (2023年度) | |
|-------------------|--------------------|-------------------|-------------------|--------|
| | 基準値 | 実績 | 目標値 | 実績 |
| 65歳以上の元気な高齢者の割合※2 | 78.46% | 78.94% | 78.46% | 79.51% |

※1 『高齢者における新型コロナウイルス感染症の療養の課題について』(第79回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（令和4年4月6日開催）資料3-13)

※2 元気な高齢者の割合とは要介護・要支援の認定を受けていない高齢者の割合。今後、認定率の高い後期高齢者の増加が見込まれるため、認定を受ける方の増加を抑え、その割合を維持することを目指している。

第2章 高齢者を取り巻く状況

(2) 検証項目の達成状況

- 各検証項目は、目標達成に向け、これまで順調に推移してきましたが、「住民主体の通いの場の数」及び「地域におけるインフォーマルサービスの事例数」については、コロナ禍において、活動を定期的に実施できなかった団体が多く、大幅に減少しています。

| | 基準値 令和元年度 (2019年度) | 実績令和2年 度 (2020年度) | 実績 令和3年 度 (2021年 度) | 実績 令和4年 度 (2022年 度) | 目標値 令和5年 度 (2023年 度) |
|-----------------------------|--------------------------|-------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| 地域におけるインフォー マルサービスの事例数 | 528 | 577 | 599 | 510 | 636 |
| 住民主体の通いの場の数 | 818 | 847 | 708 | 768 | 850 |
| 地域内での看取りの割合 | 19.7% | 23.8% | 24.8% | 26.3% | 21.7% |
| 認知症サポーターの数 | 93,386 | 97,154 | 101,022 | 106,742 | 114,000 |
| 自立支援型地域ケア会議に おける個別事例の検討数 | 311 | 246 | 507 | 380 | 500 |

第3章 計画の基本的な考え方

1. 第9期計画の基本理念【計画P42】

「一人ひとりの人権が尊重され、お互いに支え合いながら、住み慣れた地域で、健康でいきいきとその人らしく安心して暮らし続けられる社会」の実現。

◆ 次のような考え方から基本理念を一部修正

- ① 早期からの健康づくりやヤングケアラー等への支援を推進していくこととしており、本計画の支援の対象は、65歳以上の高齢者に限られない。
- ② 高齢者の社会参加を促進し、自らのスキルを活かして、支える側となって活躍いただきたい。

【参考】第8期計画における基本理念

「高齢者の人権と自立が尊重され、みんなで支え合いながら、住み慣れた地域で、健康でいきいきと、その人らしく安心して暮らせる社会」の実現。

2. 第9期計画における目標【計画P42】

- 第9期計画においても、成果指標は「65歳以上の元気な高齢者の割合」とします。
- 現時点の推計で65歳以上の元気な高齢者の割合は、令和8年度（2026年度）において
78.91%と減少する見込みです。
- 今後、令和5年度（2023年度）よりも65歳以上の元気な高齢者が増加することを目指し、効果的な健康づくり・介護予防等に取り組み、要介護・要支援の認定を受ける方の増加を抑え、この減少する割合を令和8年度（2026年度）において推計値から1ポイント改善させることを目標とします。

| 指標名 | 令和5年度 (2023年度) | 令和8年度 (2026年度) |
|-----------------|-------------------|-------------------|
| | 基準値 | 目標値 |
| 65歳以上の元気な高齢者の割合 | 79.51% | 79.91% |

3. 第9期における重点的取組【計画P43～44】

(1) 効果的な健康づくりと生きがいづくりの推進 重点1

- いつまでも健康で活躍できる社会の実現を目指し、生きがいづくりを引き続き後押しするとともに、エビデンスに基づいた効果的な健康づくりや介護予防をさらに推進します。

①だれもが生涯現役で活躍できるような環境の整備

- リスクリキングや生涯学習、就労の機会の拡充
- 健康活動や趣味などに応じた通いの場の開設・活動継続の支援

②あらゆる社会資源の有効活用による介護予防施策の活性化

- 地域の介護予防施設や地域集会施設等のデータベース化による活用促進
- 地域課題やニーズと人的資源（介護予防サポーター及び認知症サポーター等）とのマッチングの推進

③エビデンスに基づいたライフステージごとの健康づくりや介護予防の推進

- ビッグデータ分析結果に基づく施策の展開
- プロスポーツチームや専門職と連携した効果的な介護予防事業の実施

④自立支援・重度化防止の推進

- 自立支援型地域ケア会議の開催
- 各種研修会や市民向けの啓発・情報発信

第3章 計画の基本的な考え方

(2) サービス提供体制強化によるサービスの質の向上 重点2

- 介護人材のさらなる確保に向けた取組を推進するとともに、介護現場等の生産性の向上を推進し、効率性を高め、サービスの質の向上を後押しします。

①介護人材確保につながるイメージアップ・就労及び定着促進

- 教育現場等と連携した介護に関する啓発・情報発信
- 介護従事者養成研修等の実施や処遇改善による人材の確保及び定着促進
- 外国人介護人材の受入促進

②介護サービス事業者の経営基盤等の強化

- 事業者の支援につながる情報の提供
- 社会福祉連携推進法人制度の普及

③ＩＣＴや介護ロボットの活用の推進

- 介護現場における科学的な介護や介護ロボット等の活用推進

④介護現場におけるDXの推進

- 行政と介護事業所等の情報連携のためのデジタル化の推進
- 指定申請の電子化など介護分野の文書に係る負担軽減策の推進

第3章 計画の基本的な考え方

(3) 住み慣れた地域での在宅生活を支える体制の強化 重点3

- 人生の最期まで住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅生活を支えるサービスの提供体制を強化します。

①地域の実情に応じた介護サービス基盤のさらなる整備

- 地域の介護ニーズを踏まえた居宅要介護者の在宅生活を支えるための地域密着型サービス事業所等の整備

②医療・介護・その他福祉分野等との連携の強化

- 合同研修の開催などによる専門職間の関係性の強化

③多様な主体による生活支援の提供

- 民間企業及びN P Oとの連携の強化
- インフォーマルサービスの発掘

+アフターコロナにおける高齢者の支援【計画P44】

3つの項目に加え、新型コロナウイルス感染症のまん延による課題を踏まえた取組を推進

【主な取組方針】

- ①支援が必要な方の早期把握
- ②効果的な介護予防の推進(再掲)
- ③認知症初期対応の体制の強化

1 健康づくりと生きがいづくりの促進【計画P49】

高齢者が可能な限り健康を保持し、その意欲と能力に応じて、活躍できる社会を目指し、施策の基本方針として、効果的な健康づくり・介護予防（フレイル予防）・自立支援の推進と生涯現役で活躍できる場の拡充に取り組みます。

基本方針1 効果的な健康づくり・介護予防（フレイル予防）・自立支援の推進

- ①エビデンスに基づく介護予防（フレイル予防）の推進
- ②ライフステージに応じた骨折予防の推進
- ③地域における健康づくり活動・介護予防活動の支援
- ④自立支援・重度化防止の推進

重点1

基本方針2 生涯現役で活躍できる場の拡充

重点1

- ①社会参加の促進
- ②スポーツや趣味など多彩な活動の支援

第4章 施策の展開

2 多様な主体と連携した生活支援【計画P54】

見守りやゴミ出し、移動支援といった地域での在宅生活を支えるサービスへのニーズに対応するため、地域における見守り体制の強化、サービスの担い手の発掘・活動維持に向けた支援、移動手段の確保、災害時における配慮が必要な高齢者への支援に取り組みます。

基本方針1 地域における見守り体制の強化 重点3

- ①地域との連携による見守り体制の強化
- ②NPOや民間企業と連携した高齢者の孤立化防止

基本方針2 サービスの担い手の発掘・活動維持に向けた支援 重点3

- ①介護予防サポーターの育成・活動支援
- ②地域支え合い型サービスの創出・活動支援
- ③インフォーマルサービスの発掘

基本方針3 移動手段の確保

- ①公共交通機関の利用促進
- ②地域支え合い型移動支援サービス等の多様な移動手段の普及

基本方針4 災害時における配慮が必要な高齢者への支援

- ①平時における防災意識の啓発
- ②要配慮者への支援体制の構築

第4章 施策の展開

3 医療・介護・その他の福祉分野等の連携推進【計画P59】

在宅医療・介護の提供体制の構築に向け、地域の在宅医療・介護を担う人材の育成や在宅医療・介護について市民・医療福祉専門職等への普及啓発などに取り組むほか、障がいのある高齢者に対する支援、家族介護者に対する支援に取り組みます。

基本方針1 在宅医療・介護の提供体制の構築 重点3

- ①4つの場面を想定した支援体制の強化
- ②地域の在宅医療・介護を担う人材の育成
- ③在宅医療・介護に係る市民・医療福祉専門職等への普及啓発

基本方針2 障がいのある高齢者等に対する支援 重点3

- ①高齢者支援センターささえりあと障がい者相談支援センターとの連携強化
- ②共生型サービスの普及

基本方針3 在宅の高齢者や家族介護者に対する支援 重点3

- ①家族介護者等への支援

4 認知症施策の推進【計画P62】

認知症は誰でも発症しうる身近な病気であることから、認知症に対する理解を深め、認知症になっても住み慣れた地域でいきいきと暮らすことのできる社会を目指し、認知症バリアフリーの推進、認知症の人及びその家族への支援、認知症の人を支えるサービスと対応力の向上に取り組みます。

基本方針1 認知症バリアフリーの推進

- ①認知症に関する正しい情報発信
- ②認知症サポーターの養成と活躍の場の拡充

基本方針2 認知症の人及びその家族への支援

- ①認知症の人の社会参加の促進
- ②認知症の人を支援する介護者の負担軽減
- ③認知症予防

基本方針3 認知症の人を支えるサービスと対応力の向上

- ①認知症地域支援推進員・認知症初期集中支援チーム等の対応力の向上
- ②医療機関との連携や対応力の向上（新たな連携モデルの構築）
- ③認知症介護実践者研修等による介護サービスにおける対応力の向上

第4章 施策の展開

5 高齢者の権利擁護【計画P66】

高齢者の尊厳を守り、本人の意思を尊重した財産管理や身上監護を支援するため、高齢者虐待の防止と対応と、成年後見制度等による高齢者の権利擁護に引き続き取り組みます。

基本方針1 高齢者虐待の防止と対応 重点3

- ①高齢者虐待の防止、早期発見
- ②高齢者虐待への対応

基本方針2 成年後見制度等による高齢者の権利擁護 重点3

- ①成年後見制度の利用促進
- ②地域における権利擁護
- ③高齢者被害防止

6 高齢者の住まいの確保【計画P69】

「熊本市高齢者居住安定確保計画」との整合性を図り、高齢者が自らに合った住まいを選択できる環境づくりに、住宅政策と一体的な取組を推進します。

基本方針1 高齢者が自らに合った住まいを選択できる環境づくり

- ①住まいの選択肢の充実
- ②ニーズに応じた住み替え等の支援

第4章 施策の展開

7 介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上【計画P71】

介護保険制度の持続可能性を高めるため、第9期においても、介護保険制度に係る情報提供の充実、公平・公正な運営の確保、介護サービスの質の向上、介護人材の確保と介護現場の生産性の向上の推進、災害対策等の推進・充実に取り組みます。

基本方針1 介護保険制度に係る情報提供の充実

- ①広報の充実
- ②利用者負担軽減制度の利用促進

基本方針2 公平・公正な運営の確保

- ①要介護認定の平準化に向けた取組
- ②適正な指定及び指導の実施
- ③介護給付の適正化
- ④地域包括支援センターにおける中立・公正な運営の確保

基本方針3 介護サービスの質の向上 重点2

- ①ケアマネジメントの質の向上
- ②介護サービス事業者への助言等

基本方針4 介護人材の確保と介護現場の生産性の向上の推進 重点2

- ①介護職への理解度向上と魅力を伝える情報の発信
- ②多様な人材の確保
- ③介護人材の定着促進と介護現場の生産性向上の推進

基本方針5 災害対策等の推進・充実

- ①大規模災害を想定した対策の推進
- ②感染症の感染拡大を想定した対策の推進

8 介護サービス基盤等の整備【計画P78】

令和22年（2040年）までの高齢者数の増加を見据え、中長期的な視点を持って計画的に整備を進めます。

| 種 別 | 単位 | 令和5年度末 (予定) | 第9期計画数 | 令和8年度末 (目標) |
|---------------------------|-----|----------------|--------|----------------|
| 特別養護老人ホーム | 床 | 2,542 | 103 | 2,645 |
| うち広域型 | 床 | 2,024 | 103 | 2,127 |
| うち地域密着型 | 床 | 518 | 0 | 518 |
| 介護老人保健施設 | 床 | 2,021 | 0 | 2,021 |
| 介護医療院 | 床 | 782 | 0 | 782 |
| 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) | 床 | 1,250 | 18 | 1,268 |
| 特定施設入居者生活介護 | 床 | 1,514 | 107 | 1,621 |
| うち介護専用型 | 床 | 30 | 0 | 30 |
| うち地域密着型 | 床 | 20 | 0 | 20 |
| うち混合型（有料・軽費） | 床 | 1,359 | 72 | 1,431 |
| うち混合型（養護） | 床 | 105 | 35 | 140 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 事業所 | 50 | 2 | 52 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 事業所 | 7 | 3 | 10 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 事業所 | 8 | 2 | 10 |
| 養護老人ホーム | 床 | 440 | 0 | 440 |
| 軽費老人ホーム | 床 | 697 | 0 | 697 |

※特別養護老人ホームの増床と転換については、地域密着型特別養護老人ホームでの整備分と併せて広域型に計上しています。

第5章 介護給付等対象サービスの量の見込み及び保険料の設定

1 総事業費の推計【計画P92】

(単位：千円)

| | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) | 計 | 令和22年度 (2040年度) |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------|--------------------|
| 介護給付 | 58,792,118 | 61,631,141 | 64,490,745 | 184,914,004 | 89,504,597 |
| 予防給付 | 2,176,810 | 2,270,015 | 2,346,573 | 6,793,398 | 2,972,472 |
| 地域支援事業 | 3,426,369 | 3,465,596 | 3,505,353 | 10,397,318 | 3,590,935 |
| その他 | 3,103,174 | 3,151,032 | 3,240,885 | 9,495,091 | 4,311,021 |
| 総事業費 | 67,498,471 | 70,517,784 | 73,583,556 | 211,599,811 | 100,379,025 |

2 第9期の第1号保険料額【計画P94】

| | |
|-----|--|
| 算定額 | 令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）の基準月額 65歳以上一人当たり 月額 6,400円 |
|-----|--|

- ✓ 第8期に比べ要介護認定者が増加することなどから、給付費の増加を見込んでいますが、介護給付費準備基金の一部を充当することにより、第8期と同額の保険料基準額としています。
- ✓ 第9期においては、低所得者における保険料の上昇の抑制を図るとともに、被保険者の負担能力に応じた所得段階を13段階から15段階としています。

第6章 計画を推進するために

計画の達成状況の点検【計画P99】

本計画の効果的な推進を図るため、熊本市社会福祉審議会において、各取組の達成状況の点検等を行います。

◆取組の柱ごとの検証項目

| No. | 項目 | 基準値 令和4年度 (2022年度) | 目標値 令和8年度 (2026年度) | 備考 |
|-----|------------------------|--------------------------|--------------------------|--|
| 1 | 地域における通いの場の数 | 768 | 876 | 令和4年度実績から、毎年度各日常生活圏域に1か所ずつ新設することを目標とする。 |
| 2 | 地域におけるインフォーマルサービスの数 | 510 | 618 | 令和4年度実績から、毎年度各日常生活圏域に1か所ずつ新設することを目標とする。 |
| 3 | 自宅や施設等で最期を迎えた方割合 | 26.3% | 30.0% | これまでの推移を踏まえ、目標値を設定。 |
| 4 | チームオレンジの数 | 0 | 18 | 新たに目標値を設定 |
| 5 | 成年後見制度における市長申立件数 | 105 | 130 | これまでの推移を踏まえ、目標値を設定。 |
| 6 | 高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率 | 42.7% 平成30年(2018年) | 75.0% | 熊本市高齢者居住安定確保計画の見直しに伴い、検証項目や目標値を変更する可能性がある。 |
| 7 | 帳票を活用したケアプラン点検率 | 24.3% | 50.0% | 「熊本県給付適正化プログラム」に準じて目標値を設定。 |
| 8 | 居住系施設の計画的な整備 | 5,109床 | 5,534床 | 施設整備計画から、目標値を設定。 |